

国立大学法人高知大学会計監査実施規則

平成16年4月1日
規則第85号

最終改正 令和5年6月20日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学会計規則第41条の規定に基づく会計監査（以下「監査」という。）の実施に関し定める。

(定義)

第2条 この規則において「部局」とは、各学系、各学部（附属施設を含む。以下同じ。）、大学院総合人間自然科学研究科、保健管理センター、学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、機構等及び事務局をいう。

2 この規則において、「部局長」とは、前項の各部局の長をいう。

(監査の実施責任者)

第3条 監査は、法人監査室をして行わせる。

(監査事項)

第4条 監査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 会計経理に関する規則等の適用に関する事項
- (2) 予算決算に関する事項
- (3) 収入支出に関する事項
- (4) 債権に関する事項
- (5) 物品に関する事項
- (6) 財産に関する事項
- (7) 契約に関する事項
- (8) 旅費に関する事項
- (9) 外部資金に関する事項
- (10) 科学研究費補助金に関する事項
- (11) 帳簿及び証拠書類に関する事項
- (12) その他財務部長が必要と認める事項

(監査の実施)

第5条 監査は、毎会計年度に1回実施するものとする。ただし、学長が必要と認めるときは、その都度実施することができる。

2 法人監査室は、監査実施に際しては、別に定める監査実施要領に基づき実施しなければならない。

(監査の通知)

第6条 法人監査室は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ、実施しようとする部局の長に対し、その期日及び監査員の職・氏名その他必要な事項を通知しなければならない。

(監査の立会)

第7条 監査には、当該部局の事務担当者（以下「担当者」という。）が立ち会わなければならない。

(監査員の責務)

第8条 監査は、厳正に行わなければならない。

2 監査員は、監査にあたり疑義があるものについては、関係者に説明を求め、かつ、調書等の提出を求めることができる。

3 監査員は、必要があると認めたときは、当該担当者に注意を与えなければならない。ただし、重大な事項に関する場合は、この限りでない。

(監査の報告)

第9条 監査員は、監査が終了したときは、速やかに書面をもって監査の結果を学長に報告しなければならない。

(是正改善の措置)

第10条 法人監査室は、監査の結果会計経理に関し、是正改善の措置をとる必要があると認めたときは、学長に具申し、その指示により直ちにその措置をとるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月5日規則第15号）

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第124号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第163号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 20 日規則第 15 号）

この規則は、令和 5 年 6 月 20 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。